

避難確保計画作成に伴う質問・意見について（平成30年11月1日時点）

番号	記載日	項目	質問・意見	回答
1	H30.11.1	計画作成	<p>・施設が浸水想定区域のみに該当する場合は、土砂災害に関する避難確保計画の作成は不要ですか？</p> <p>・「避難準備・高齢者等避難開始」の発令の情報はどこから入手できますか？また、プッシュ通知で知らせるものがありましたら教えてください。</p>	<p>・浸水想定区域のみに該当する場合、土砂災害に関する避難確保計画の作成は不要です。施設が浸水想定区域と土砂災害警戒区域の両方に該当する場合は、両方作成するか両方の要件を満たすように1つの計画にまとめて作成してください。</p> <p>・「避難準備・高齢者等避難開始」の発令の情報は防災行政無線、緊急メールとよた、豊田市ホームページ、CATV、コミュニティFM等から入手可能です。登録制の「緊急メールとよた」では、避難準備・高齢者等避難開始が発令したタイミングで自動的に情報発信されません。</p>
2	H30.11.1	計画作成	<p>・避難確保計画は、県や市の計画作成シートを使用せず、独自の様式で作成したもので良いですか？</p>	<p>・計画で定めなければならない事項が記載されていれば、独自の様式で作成していただいて構いません。計画に記載が必要な事項は豊田市HPの「要配慮者利用施設における避難確保計画の作成等について」に掲載されている「避難確保計画チェックリスト」にて確認することができます。</p>
3	H30.11.1	避難体制	<p>①施設から、指定避難所へ避難する計画を策定する場合、指定避難所が土砂災害警戒区域の場合は、どの指定避難所に避難をする計画を策定すればよいか。（足助地区の場合は、ほとんどの指定避難所が土砂災害区域内と思われる。）</p> <p>②コンクリート製の建物で頑丈な場合は、垂直避難でかまわないか。（1階から、3階へ。別棟の高層階など）</p>	<p>・足助地区には風水害時に使用している緊急避難場所が6箇所設置されていますので、避難場所へ避難する計画を作成する場合は6箇所のいずれかに避難する計画を作成してください。</p> <p>・建物に十分な強度があり、避難場所等への避難が困難な場合は垂直避難とする計画も可能です。その場合、避難する部屋は高層階の斜面から遠い部屋に設定するなど、避難者の安全が確保できるよう留意ください。</p>
4	H30.11.1	計画作成	<p>避難の確保を図るための施設の整備に関する情報について各種機材の有無の確認があるが、ない場合、用意する義務があるのか、あくまで任意なのか、どちらでしょうか。</p>	<p>計画のひな型に記載されている「避難確保資機材等一覧」について、施設に無い場合に用意する義務はありませんが、災害時に備えておいた方がよい基本的な資機材が記載されていますので、備蓄の確保に努めていただきますようお願いいたします。</p>
5	H30.11.1	ハザード	<p>①50年に一度、1000年に一度の雨とは、どの程度のものですか？</p> <p>②矢作川は何年に一度の雨で氾らんすることが想定されていますか？</p> <p>③川の水位によって、注意・警戒・危険などの情報が出されることですが、それらの情報が出た時点でどれくらいの時間的猶予があるのでしょうか。もし氾らんしたときは、どれくらいの時間で浸水するのでしょうか。</p> <p>④実際に浸水が起きた場合、例えば雨が止んだら浸水はどれくらいの時間で解消するのでしょうか。</p>	<p>①矢作川流域の総雨量は150年に1回の規模で48時間総雨量321mm、1,000年に1回の規模で48時間総雨量683mmとなっています。</p> <p>②矢作川では、平成12年9月に発生した東海豪雨の際に氾濫が発生しています。そのときの矢作川上流域では400～600mm、高橋水位観測所の最高水位は7.27mでした。雨については流域の湿潤状態で流出が変化するため〇年に1度という算定を行っていません。</p> <p>③矢作川氾濫注意情報は、矢作川の水位が氾濫注意水位（レベル2）に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合に発表され、氾濫の発生に対する注意を求める段階になります。</p> <p>矢作川氾濫警戒情報は、矢作川の水位が一定時間後に氾濫危険水位（レベル4）に到達が見込まれる場合、あるいは避難判断水位（レベル3）に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合に発表され、避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階（避難準備・高齢者等避難開始相当）になります。一般的に氾濫危険水位まで1時間程度の時間猶予となります。</p> <p>矢作川氾濫危険情報は、氾濫危険水位（レベル4）に到達した場合に発表され、いつ氾濫してもおかしくない状態避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階（避難勧告相当）になります。一般的に越水まで1～2時間程度の時間猶予となります。</p> <p>矢作川氾濫発生情報は、氾濫の発生（レベル5）（氾濫水の予報）した場合に発表され、氾濫水への警戒を求める段階になります。時間的猶予はありません。</p> <p>矢作川東側の豊田市街地が氾濫した場合は、氾濫後0～3時間で浸水します。</p> <p>④実際に氾濫が発生した場合、矢作川東側の豊田市街地では1～3日間浸水が続きます。</p>
6	H30.11.1	避難体制	<p>・避難確保資機材等一覧のそのほかについて避難する際とその後の生活を考えてあげるときりがないように思うが、どこまであげるのか。（手袋、マスク、消毒、携帯トイレ…）</p>	<p>・施設や利用者の状況、洪水での浸水深等により一概には言えませんが、施設で必要と判断するものを記載いただく形をお願いいたします。発災後に施設で過ごす想定される期間（発災後数日間）に必要と判断される資機材を中心に記載をお願いします。</p>
7	H30.11.1	計画作成	<p>①土砂災害特別警戒区域に1階建築物の一部がかかっているが、3階も避難対象として計画を作成する必要がありますか。</p> <p>②消防訓練と土砂災害の避難訓練を兼ねて実施した場合、土砂災害の避難訓練を実施したとみなされるか。実施したとみなされる条件等がありますか。</p> <p>例：消防訓練計画と土砂災害の避難確保計画が別々に作られおり、相方の避難場所が異なり、両方の避難場所へ避難訓練を実施すること等。</p>	<p>①個別の状況により施設を避難場所と考えられるのが分かります。3階を避難対象として検討する場合、土砂災害警戒区域の指定調書の中に到達する最大の土砂の高さが記載されていますので、その高さが避難対象とする部屋に影響がないかどうか確認の上、安全性に留意して設定してください。ただし、避難は、あくまで施設から出て警戒区域外への立ち退きを原則としていますので、施設内における避難は、一時避難場所へ避難する場合が困難な場合の緊急的な避難であることに留意してください。</p> <p>②避難訓練は別々に実施することが望ましいと考えますが、別々の実施が困難な場合は、避難開始のトリガーを土砂災害に係る情報として頂き、土砂災害対し安全な場所へ避難する方法が考えられます。</p>